

長瀬町

令和8年度ごみ収集日程（事業所用）

- ①ごみは、必ず事業用の指定ごみ袋に入れて口をしっかりとしばり、収集日の朝8時までに出してください。
- ②可燃ごみは水気をしっかり切ってください。
- ③不燃ごみの収集日は、一般家庭と異なります。
- ④飲食用の空きカンは中をキレイにしてつぶさず、飲食用の空きビンの中をキレイにし、キャップを取り外してください。
- ⑤蛍光灯・電球、小型充電式電池・ライター・乾電池・電子タバコ等は秩父環境衛生センターにお持込みください。
なお、直管蛍光灯で持込みできるのは長さ1260mmまでです。（32W:長さ1231mm 40W:長さ1254mm）
- ⑥事業所へのごみ収集には、資源ごみはありません。資源ごみは業者に依頼する等リサイクルにご協力ください。
- ⑦産業廃棄物や感染性廃棄物等は、専門の処理業者へ依頼してください。

可燃ごみ

収集地区	収集日（曜日指定）	収集を休止する日
全地区	毎週月・木	令和8年12月3日

不燃ごみ

収集地区	収集日（日付指定）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
長瀬 本野上 中野上 野上下郷	1 15	1 19	1 15	1 15	1 19	1 15	1 16	2 17	1 16	4 19	1 15	1 15
矢那瀬 岩田 井戸 風布	2 15	2 19	2 15	2 15	3 19	2 15	2 16	4 17	2 16	5 19	2 15	2 15

問い合わせ先 秩父広域市町村圏組合
電話 24-8050